正規・非正規が力を合わせ、ディーセントワークを実現しよう!

非正規勞働者部会NEWS

大阪労連·非正規労働者部会

2012年6月5日

No 4

非正規労働者部会 労働局交涉

5月31日、非正規労働者部会としては、初めての労働局交渉を行い、10名が参加しました。交渉では、有期労働契約の規制やパート労働法の改正など、非正規労働者の立場にたった法改正を要請しました。

労働局

- ・有期労働契約法、パートタイム労働法 の改正については制度上の問題なので 大阪労働局としての回答は出来ないが、要請については中身についても本省に上げる。
- ・個人請負労働者については、実態で判断、判断に迷う場合は個別に。
- ・労働者派遣法については、具体的に登録型や製造業派遣は検討となったが、日雇い派遣の禁止な ど労働者保護の立場も盛り込まれている。
- ・最低賃金引き上げについては、審議会に伝える。全国一律については制度上の問題で大阪労働局 としては答えられない。

以上のような大阪労働局の回答は、非正規 労働者が45%となり、低賃金・不安定雇用 で働く労働者が増え続けている大阪で、もっ と労働者保護の立場で労働行政の役割を発揮 してほしいと感じるものでした。続いて、職 場の実態を訴えました。



労働組合

・労働相談では「有休はあるが使うと契約更新されない」「正職員募集と言いながら、3ヶ月間は パートで雇用して、働きによっては3ヶ月後に雇い止めする会社もある」「働きざかりの契約職 員の男性からは、正職と同じ仕事をして出張にも行き賃金は正職の6割、7年勤めたが雇い止め にあった。」などの相談がある。 ・郵政では、20万人が非正規で、昨年は8,000人が正規になったが、今年は1,058人しかならなかった。

郵便業は 60%が非正規で、正職と非正規の仕事を分けたが、実際にはそんなことはできない。 青年層が 5 年・10 年と働いているが、正社員への道が遠のいて、無期限の試用期間になっている。若者が展望を持てる環境にしないといけない。

- ・自治体でも非正規が 40%を超え、アウトソーシングを進めている。恒常的にずっとある仕事に 半年、一年雇用の労働者を雇い、何かあれば有期だからと切られている。ずっとある仕事に非正 規が増えてきているが、本当に求められていることは、そのような労働者を使わせない制度。
- ・生協の店舗は、ほとんどがパート・アルバイトの一年雇用なので、無期雇用にしてほしいと要求 したが、理事会は「何かあったときのために」と無期にしない。正規同様の無期でないと将来に 展望が持てない。
- ・健康管理を怠ると解雇にするといった誓約書を書かせている会社がある。いつでも労働者の首が 切れる状況が広がっている。大阪市橋下市長の、職員に対する思想調査などが大きな影響を与え ている。
- ・再雇用になり、週 25 時間→15 時間契約になった。時給が大阪府の最低賃金になって収入は、 今までの 1/2 に、これでは生活できない。大阪府最賃 786 円では低すぎて生活出来ない。
- ・このような労働者の実態は一部だが、このようなことが当たり前になっていて、労働者の働き方は非常に厳しくなっている。現状のままでいいのか。

労働局

不安定雇用が増えることがいいとは思っていないし、今の法律で充分だとは思っていない。しか し、労働局としては、今の法律を公正・中立の立場で守っていくことが大切だと考えている。

労働組合

また、労基署の対応について、「4月に入社した労働者が10月からの有給休暇発生を前にした有給休暇申請を9月にしたところ、会社側が解雇を通告してきた。労基署に申告したが、『9月には有休休暇は発生していないので申請すること自体が出来ない』と会社側の言い分を認めている事例なども示しながら、公正・中立といいながら、そのような立場に立っていないことを指摘しました。

労働局

労働局内での研修にも取り組んでいるが、今回の内容も受けとめ 今後も取り組みをすすめていくとのことでした。

労働組合

最後に、大阪労働局としても今の大阪の労働者の実態を受けとめ、 労働環境改善のための取り組みを強化してほしいことを要請し、交渉は終了しました。

